

琉球大学学術リポジトリ

沖縄関係 沖縄返還協定発効準備（各省業務引継問題）(4)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43556

穀道

記

子急 (新報)
米保長

アメリカ局長
参事官
北米才一課長

秘密標記 (赤色)

() 第 438号
昭和 46 年 7 月 29 日

外務大臣 殿

準備委代表事務
高瀬



- 要処理
- 首席事務官
- 総務
- 沖繩
- 渉外調査
- 業
- 航空
- 学協力
- 連絡調整
- 調査
- 力十分
- 局庶務

(件名)
那覇空港に関する記事送付

引用公・電信
日付・番号

本件に関する7月29日付琉球新報(朝刊)
記事6部別添送付す。

付函添付 付函空便(行) 付函空便(DP) 付函船便(貨) 付函船便(郵)

本信送付先：
本信写送付先：
配付先：



子急
JDA
JDA
JDA
JDA

那覇空港 自衛隊と共同使用

先手打って「民航」計画作成 琉球政府

民間機優先ねらう

主要から自衛隊締め出す

沖縄駐在の手配が済んでから、この那覇空港の管理権を自衛隊が握りしめていたため、これを民間空港として利用できるように琉球政府、那覇空港ターミナル地区、日本航空が中心となる民間空港の主導権を握ると、この民間空港の優先使用を前提として那覇空港民航地区基本計画を立案。琉球政府は自衛隊が管理することには、第一種民間空港として日本の航空法の適用を受け、また民間空港にすることが民間空港関係者、管理権を握りしめて、民間空港の建設ができるものとする。この場合も琉球政府は「自衛隊の共同使用を前提として計画」を琉球政府に提出して、民間空港の建設が完了するまで、民間空港の管理権を自衛隊が握りしめていた。

管理権めぐり争う

那覇港は沖縄海軍基地の中で、玉置島にならぬ、このため琉球政府、那覇空港ターミナル地区、日本航空が中心となる民間空港の主導権を握ると、この民間空港の優先使用を前提として那覇空港民航地区基本計画を立案。琉球政府は自衛隊が管理することには、第一種民間空港として日本の航空法の適用を受け、また民間空港にすることが民間空港関係者、管理権を握りしめて、民間空港の建設ができるものとする。この場合も琉球政府は「自衛隊の共同使用を前提として計画」を琉球政府に提出して、民間空港の建設が完了するまで、民間空港の管理権を自衛隊が握りしめていた。

琉球政府は、この民間空港の建設が完了するまで、民間空港の管理権を自衛隊が握りしめていた。琉球政府は、この民間空港の建設が完了するまで、民間空港の管理権を自衛隊が握りしめていた。琉球政府は、この民間空港の建設が完了するまで、民間空港の管理権を自衛隊が握りしめていた。

琉球政府は、この民間空港の建設が完了するまで、民間空港の管理権を自衛隊が握りしめていた。琉球政府は、この民間空港の建設が完了するまで、民間空港の管理権を自衛隊が握りしめていた。琉球政府は、この民間空港の建設が完了するまで、民間空港の管理権を自衛隊が握りしめていた。

